

## 京都市消防局告示第5号

京都市火災予防条例（以下「条例」という。）第30条の2第2項第7号の規定に基づき、火災の発生を感知する機器に関する基準を平成18年6月1日から次のとおり定めます。

平成17年10月31日

京都市消防局長 森澤 正一

1 火災の発生を感知する機器は、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第2条第2号に規定する差動式スポット型感知器、同条第5号に規定する定温式スポット型感知器（同省令第14条第2項第1号の表に掲げる種別が特種であって、同条に規定する公称作動温度が60度又は65度のものに限る。）又は同省令第2条第5号の2に規定する補償式スポット型感知器（以下「熱感知器」という。）とします。

2 热感知器は、次のとおり設置し、及び維持するものとします。

(1) 天井（天井がない場合にあっては、屋根。以下同じ。）又は壁の屋内に面する部分に、次に定めるところにより、設けること。

ア 天井の屋内に面する部分に設けるときは、壁又ははりからの水平距離が0.4メートル以上離れた位置に設けること。

イ 壁の屋内に面する部分に設けるときは、天井からの垂直距離が下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置に設けること。

ウ 通常の調理時に高温になるおそれがある場所（こんろの真上付近の場所）以外の場所（差動式スポット型感知器及び補償式スポット型感知器にあっては、通常の調理時に温度の急激な変化がない場所）でこんろに起因する火災を有効に感知できる部分

エ 換気口その他これに類するものの空気吹出口から1.5メートル以上離れた

位置に設けること。

- (2) 電源に電池を用いる熱感知器にあっては、当該熱感知器がこれを有効に作動させることができる電圧の値に維持されていないときは、電池を交換すること。
- (3) 热感知器に係る機能が適正に維持されていないことが確認されたときは、当該熱感知器を交換すること。

(京都市消防局予防部指導課)